

葛卷町農業委員会
第34回総会議事録

1 日 時 平成30年3月27日(火) 午後1時30分から午後2時24分

2 会 場 葛巻町総合センター 保健相談室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第4号 農業経営強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第6号 平成30年度農作業賃金標準額(案)の承認について

議案第7号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定について

報告第1号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について

報告第2号 農地の一時的現状変更完了報告書等の受理について

報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第4号 平成29年度遊休農地利用意向調査の結果について

4 出席委員

① 門 場 政 一 ② 馬 場 正 俊 ③ 星 野 順 子 ④ 木戸場 真紀子

⑤ 橘 秀 子 ⑦ 川 崎 美由起 ⑧ 藤 森 雅 美 ⑨ 長 峯 一 雄

⑩ 森 久 雄 ⑪ 坂 井 徳 身 ⑫ 藤 岡 俊 策 ⑬ 落 宰 勝

⑭ 久 保 淳 ⑮ 坂 待 純 一 ⑯ 深 澤 進

(会長職務代理者) (会 長)

5 欠席委員

⑥ 芳 田 聡

6 議事録署名委員

⑪ 坂 井 徳 身 ⑫ 藤 岡 俊 策

7 書記(農業委員会事務局)

千 葉 隆 則 (事務局長) 落 合 咲 子 (主幹)

事務局長 お疲れ様です。ただ今から第34回総会を始めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入らせていただきたいと思います。
よろしく願いいたします。

会 長 [あいさつ]
ご苦労様です。3月は暖かい日が続き、例年よりも早めに農作業に取り掛かれる状況
となり、皆さんも忙しい時期を迎えていると思います。先日の県外研修は大変お疲れ様
でした。小豆島と神戸、それぞれ有意義な研修になったものと思っております。
今年度も残すところ数日となりましたが、新制度に向けた農業委員と農地利用最適化
推進委員の公募は3月20日をもって締め切りとなりました。お蔭様で委員の方々の協力
や農家組合からの推薦などにより定数を満たす人数となり、ほっとしているところ
です。その応募状況については、後で事務局から報告があると思います。
現体制での活動もあと数カ月となりますが、より一層のご協力をよろしく願いいた
します。

議 長 [開 会]
それでは、総会に入ります。
ただ今から、葛巻町農業委員会第34回総会を開会いたします。
本日の出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。
なお、6番芳田委員から欠席の連絡がありましたので報告いたします。
本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

議 長 《日程第 1 》
日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、11番坂井委員、12番藤岡委員のお二人を指名いたします。
また、会議書記は、事務局職員の千葉事務局長と落合主幹を指名いたします。

議 長 《日程第 2 》
次に、日程第2「会期の決定」を行います。会期は、本日1日と決定することにご異議
ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

議 長 《日程第 3 》
次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

議 長 【事務局長 挙手】
事務局長。

事務局長

はい。お手元の会務報告をご覧くださいと思います。

月 日	内 容	出 席 者
2月22日(木)	葛巻町産業振興大会 (町内 グリーンテージ)	会長/会長職務代理者/森委員/ 長峯委員/藤森委員/川崎委員/ 橋委員/事務局長
26日(月)	葛巻町森林組合通常総会 (町内 モウモウ館)	会長職務代理者
28日(水)	農業者年金のつどい (町内 グリーンテージ)	会長/会長職務代理者/森委員/ 長峯委員/川崎委員/事務局
3月2日(金)	葛巻町議会3月会議 本会議 (役場 議場)	会長/事務局長
5日(月)	葛巻町議会3月会議 一般質問 (役場 議場)	会長/事務局長
13日(火)	葛巻町議会3月会議 本会議 (役場 議場)	会長/事務局長
14日(水)	農作業標準賃金等設定検討会 (役場 第4会議室)	会長/会長職務代理者 農政小委員会委員/事務局
15日(木)	一般財団法人岩手県農業会議定期社員総会 (盛岡市 エスポワールいわて)	会長
	現地確認調査 (町内)	藤森委員/橋委員 事務局長/主幹
16日(金) ~18日(日)	葛巻町農業委員会県外視察研修 (兵庫県・香川県)	会長/会長職務代理者/門場委員 /馬場委員/星野委員/川崎委員 /藤森委員/長峯委員/森委員/ 事務局長/主幹

以上でございます。

議 長

ただ今の報告について、何かご質問がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第 4》

議 長

次に日程第4「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は1件でございます。

この案件は●●第●●地割字●●の田2筆3,541㎡、畑2筆1,973㎡、合計5,514㎡で、●●町の●●●●●●さんの農地を、息子の●●●●●●さんに贈与するものです。申請地の位置図は、6ページをご覧ください。対象農地は譲受人である●●●●●●さんの自宅裏の●●●●川対岸に3筆、町道●●●●●●線沿いに1筆あり、所有者が高齢であることから、贈与を受けてこれを継承するため今回の申請に至ったものです。調査書は2ページをご覧ください。農地法第3条の許可要件となる同条第2項該当の有無については、第1号の全部効率要件から第7号の地域調和要件まですべて該当しないため、問題ないものと認められます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。
現地確認結果の報告を5番橋委員にお願いします。

【5番橋委員 挙手】

議長 橋委員。
5番 現地確認結果を報告します。

この案件は、親子間の贈与による所有権移転です。これまで同様に家族3人で農業に従事するものであり、農地も適正に使用されていることから、調査書に記載のとおり特に問題は無いと判断しました。

以上です。

議長 次に地区担当委員の補足説明についてですが、6番芳田委員が欠席しておりますので省略いたします。

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。
議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は原案のとおり許可することを決定いたします。

《日程第5》

議長 次に日程第5「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は8ページをご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。この案件の申請人は●●地区の●●●●●●さんで、●●第●●地割字●●●●の畑2筆3,669

㎡に、農地の借り手がないことから、林地として活用するため、永久転用するものでございます。農振区分につきましては、昨年11月8日に農業振興地域内の農用地区域から除外した農地となっております。申請地の位置図は、11ページをご覧ください。農地は●●●地区と●●●地区の概ね中間地点で、農道●●●●●線と●●●●●の間にあります。事業計画書は12ページをご覧ください。カラマツの苗木720本の植林を計画しているものでございます。調査書は9ページをご覧ください。4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、転用目的から被害防除までの対象となる各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

以上でございます。

議長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を8番藤森委員にお願いします。

【8番藤森委員 挙手】

議長

藤森委員。

事務局長

現地確認結果を報告します。

この案件の対象農地は、河川及び林地に囲まれていることから周囲に与える影響はほとんどないものと思われま

す。このことから、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議長

次に地区担当委員の補足説明について、13番落宰委員にお願いします。

【13番落宰委員 挙手】

議長

落宰委員。

13番

農地には向かないような場所となっております、特に問題はないと思います。

議長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長

挙手全員です。

よって議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

《日程第6》

議長

次に日程第6「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。この事案は14番久保委員が権利設定を受

ける当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当するため、退席をお願いいたします。

【14番久保委員 退席】

議長 それでは、事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は13ページをご覧ください。1番から5番の案件ですが、すべて有限会社●●●●●●が砂利採取のため、隣接する農地を一時転用するものでございます。農地の所在は●●●●●●第●●●●●●地割字●●●●●●で、1番は●●●●●●さんの転作田3筆で2,563㎡、2番は●●●●●●さんの転作田1筆で344㎡。次のページをご覧ください。3番は●●●●●●さんの転作田1筆で1,120㎡、4番は●●●●●●さんの転作田1筆で2,445㎡、5番は●●●●●●さんの転作田1筆で2,378㎡、全体では、8,850㎡となっております。申請地の位置につきましては21ページをご覧ください。対象農地は所有者の方々のご自宅から●●●●●●号を超えて、●●●●●●川との概ね中間地点にございます。調査書は15ページをご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおりに、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を5番橋委員にお願いします。

【5番橋委員 挙手】

議長 橋委員。

5番 現地確認結果を報告します。

1番から5番の案件は、砂利採取に伴う一時転用になります。申請地は現在、牧草及びデントコーンが作付けされている状況で、貸借期間は許可日から1年間となっております。転用業者の説明では来年の春までには飼料畑として使える状態にしたいということでした。このことから、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議長 次に地区担当委員の補足説明ですが、14番久保委員が退席しておりますので省略します。

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご意義ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第5号「農用地利用配分計画案に対する意見について」は、原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

《日程第 9 》

議 長 次に日程第9「議案第6号 平成30年度農作業賃金標準額(案)の承認について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長 議案書は30ページをご覧ください。平成30年度の農作業賃金標準額につきましては2月21日に農政小委員会で原案を作成し、3月14日開催の農作業賃金等設定検討会において関係機関の方々からご意見を頂戴し、この標準額表にまとめたところでございます。具体的な変更点は1番の作業別賃金の引上げです。昨年10月に岩手県の最低賃金が、1時間当たり738円に改定されたことにより、本町の賃金がこれを下回るため値上げするものでございます。738円の時間給に8時間を掛けると5,904円になりますが、岩手県農業会議の「農業労賃標準額設定要領」においては100円単位での調整となっているため、水田作業・畑作業とも6,000円としたところで、前年度の5,800円から200円、3.4%引上げる案としています。

また、昨年度のサイロ詰込6,000円及びオペレーター作業8,600円は、最低賃金は上回っているものの、他市町村の状況や作業内容等も考慮し、同様に200円ずつ引上げる案としております。時間給は標準額を8時間で割り返した額、超過時間給についてはその額に1.25を掛けた額となります。

次に2番の農作業請負料金については、据え置きとし、前年度と同額としています。

以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第6号「平成30年度農作業賃金標準額(案)の承認について」を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長

挙手全員です。

よって議案第6号「平成30年度農作業賃金標準額(案)の承認について」は、原案のとおり決定し、4月1日から適用することになりますので、よろしく願いいたします。

《日程第10》

議長

次に日程第10「議案第7号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長

事務局長。

事務局長

議案書は31ページをご覧ください。農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定につきまして、次のとおりご提案させていただきます。毎年度同様とはなりますが、平成21年12月施行の改正農地法によりまして、別段の面積を設定できるようになりました。これにつきましては毎年度見直しをかけ、別段の面積の設定と修正の必要性についてご審議いただくことになっております。このことから、平成30年度の別段の面積及び区域の設定につきましては、以下のとおり提案させていただくものでございます。方針につきましては、別段の面積は現行どおり町内全域で10アールとし、変更はございません。理由につきましては、本町では、高齢化による農業の担い手不足、第2種兼業農家の増加や後継者がいない農家の離農など農業従事者の減少によりまして、常に遊休農地の増加要因を抱えている状況でございます。このことから、担い手への農地利用集積の推進のほか、新規就農者の受け入れや小規模農家でも農地を取得しやすい環境が必要と考え、平成20年9月から町内全域を対象に別段の面積を設定し、遊休農地の解消に取り組んでいるところでございます。その結果、遊休農地率は1%台を維持しております。また町の重点施策である定住対策においても有効な手段として、一定の効果があるものと捉えているものでございます。以上の理由から平成30年度の別段の面積は変更しないものとしてご提案させていただきます。

以上でございます。

議長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長

議案第7号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定について」は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

【挙手全員】

議長

挙手全員です。

よって議案第7号「農地法第3条第2項第5号の規程による別段の面積及び区域の設定について」は原案のとおり決定いたします。

引き続き、別段の面積は町内全域で10アールといたします。

- ださい。41mに渡り敷鉄板を敷設して工事用道路として使用されます。
- 以上でございます。
- 議長** この事案は現地確認が行われております。
- 現地確認結果の報告を8番藤森委員にお願いします。
- 【8番藤森委員 挙手】**
- 議長** 藤森委員。
- 8番** 現地確認の結果を報告します。
- 農地の一時的現状変更完了報告の1番から3番の案件すべて、平成28年8月の台風被害による河川災害復旧工事に伴う一時的現状変更で、いずれも元の農地に復旧されていることを確認して参りました。よって、届出内容は妥当と判断しました。
- 次に農地の一時的現状変更届についても、平成28年8月の台風被害による河川災害復旧工事に伴う一時的現状変更で、必要最小限の農地を工事用道路として使用するために一時的に転用しようとするものです。現地は、工事を実施する林道●●線及び●●川に隣接しており、また、4,326㎡のうち123㎡の転用であることから、農地への影響も最小限に押さえられると思われることから、届出内容は妥当と判断しました。
- 以上です。
- 議長** 次に、地区担当委員の補足説明を13番落宰委員にお願いします。
- 【13番落宰委員 挙手】**
- 議長** 落宰委員。
- 13番** 特に問題ないと思います。
- 議長** 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。
- 【「なし」の声】**
- 議長** ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。
- 《日程第13》**
- 議長** 次に日程第13「報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。
- 【事務局長 挙手】**
- 議長** 事務局長。
- 事務局長** 議案書は37ページをご覧ください。●●地区の●●●さんが、昨年10月12日に永久転用の許可を受けた案件の完了報告書を2月20日に受理いたしました。3月15日に藤森委員、橋委員とともに進捗状況を確認して参りました。
- 以上でございます。
- 議長** この事案は現地確認が行われております。
- 現地確認結果の報告を5番橋委員にお願いします。
- 【5番橋委員 挙手】**
- 議長** 橋委員。
- 5番** 現地確認の結果を報告します。

この案件は昨年9月の第28回総会において、農業用施設用地として永久転用することを許可相当と決定したものです。現地はバンカーサイロが完成しており、周囲の農地に支障のない状態で、適切に管理されていることを確認して参りました。

以上です。

議 長

次に、地区担当委員の補足説明を私から申し上げます。

午前中に見て参りました。特に問題はないと思います。

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

《日程第14》

議 長

次に日程第14「報告第4号 平成29年度遊休農地利用意向調査の結果について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は38ページをご覧ください。これは8月23日、4班に分れて行った農地パトロールのうち、意向調査を実施した方々の一覧でございます。これまでも意向調査を行っておりますが、昨年度から継続して調査を行わなければならない農地と、今年度新たに行わなければならない農地を合わせた一覧でございます。

なお、調査対象の農家数は14戸、筆数は25筆、面積は54,590㎡となっておりますが、今年度は9年振りに非農地判断を行ったことや再生困難な荒廃農地、いわゆるB分類への移行などにより、昨年度より戸数で33戸、筆数で40筆、面積で135,685㎡の大幅な減少となっております。中ほどにあります意向調査の結果につきましては、①は農地中間管理機構を利用したい方になります。②は農地所有者代理事業を活用したい方、③は自分で売買、賃借、転用を行う方、④は自分で耕作をしますという方です。そして、⑤はその他となっております。いろいろな理由がございます。備考欄にはその理由について、記載をしてくださった方の方は整理をしているところでございます。中身の分からない方につきましては、電話等で再度確認をしているものでございます。

いずれにしましても、この意向調査に対するお返事をいただけない場合は、6カ月後に勧告をしなければならないということになっておりますので、極力そういうことのないように、後2カ月ほどございますけれども早めに対応して参りたいと考えております。

以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で報告第4号を終了いたします。

《日程第15》

議長 次に日程第15「その他」ですが、委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 事務局からあれば、お願いします。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 別添の農業委員、農地利用最適化推進委員の推薦及び応募状況（最終公表）をご覧ください。まず、農業委員につきましては募集人数9人に対して、10人が推薦、若しくは応募いただいております。農業委員は任命要件がございまして、その内訳でございまして、認定農業者は8人で、うち若者2人、若者以外のうち2人は農地利用最適化推進委員にも同時に推薦いただいております。また、認定農業者以外では女性1人、農業者以外の第三者1人となっております。任命要件については満たされる状況となっております。

次に、農地利用最適化推進委員につきましては募集人数11人に対して、12人が推薦、若しくは応募いただいております。推進委員につきましては任命要件がございませんが、区域を定めて募集することとされております。その中で、募集人数を上回る推薦をいただいているのは北部地区のみで、他の地区は募集人数と同一の推薦、若しくは応募者数となっております。なお、北部地区におきましても募集人数2人に対して3人が推薦いただいておりますが、うち2人は農業委員と推進委員の両方に推薦いただいていることから、農業委員候補者選考委員会においてお一人が農業委員候補者となった場合、必然的に別の方が推進委員候補者となることから、農業委員及び推進委員ともそれぞれ定数どおりの人数になるものと思われまます。

なお、今後のスケジュールにつきましては、選考委員会を経て、7月に行われる町議会7月会議において人事案件が承認されれば、8月20日に町長から任命される予定となっております。また、推進委員につきましても、同日に開催される総会において承認されれば、農業委員会から委嘱される予定となっております。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、「その他」を終了します。

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第34回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成30年4月2日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____